

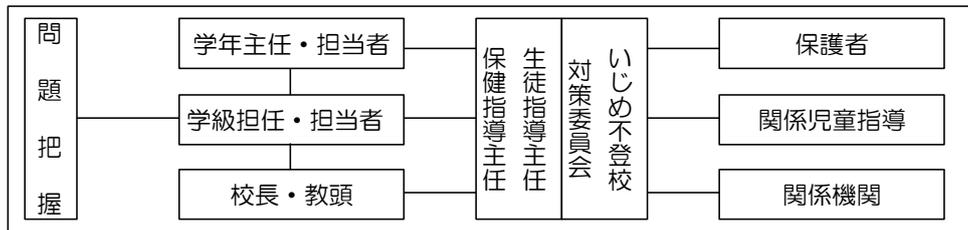
<学校いじめ防止基本方針>

1 基本的な考え方

- 職員全員が「いじめはどの学校でも起こりうる」「どの児童も被害者にも加害者にもなり得る」という意識をもち、全ての児童が安心・安全に学校生活を送れるよ、ささいなトラブルや情報に対しても迅速・誠実な対応をしていく。
- 家庭・地域・カウンセラー、児童相談所等外部の専門機関とも連携を図り、「いじめをさせない」「いじめをしない」「いじめを見逃さない」ための取り組みを進め、いじめを生み出さない風土をつくる。
- 子どもたちの言動を日ごろから注意深く観察し、悩みや不安の解消に努め、「自分が大切にされている」という実感をもたせ、互いに認め合える温かな人間関係の構築に努める。
- いじめの問題は、心豊かな社会をいかにしてつくっていくかという、社会全体に関する国民的な課題であり、喫緊に対応すべき重大な事案であることについてしっかり共通認識を図る。

2 いじめ防止のための組織の概要

- いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止のための組織として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。
- いじめ・不登校対策委員会を随時開催し、以下の内容について検討する。
 - ☆ いじめや不登校の未然防止の取り組み、早期発見のためのアンケート等の検討
 - ☆ 学校いじめ基本方針の取り組みについての検証と見直し
 - ☆ いじめ・不登校への具体的な対応策の検討



3 取組の概要

- 学級活動や道徳等を通して、一人ひとりを尊重し、個性を生かした思いやりのある学級集団づくりに努める。また、児童の観察をきめ細かにを行い、児童との日常的なふれあいの機会を増やし、児童との温かく好ましい人間関係と信頼づくりに努める。
- 児童の欠席状況に留意して不登校の実態を把握し、問題の予防と早期発見に努める。
- 職員会議等で、いじめ・不登校対策委員会を開き、児童の実態把握や指導の方向性を確認し、全職員の共通理解を図る。また、緊急の場合は関係職員により臨時にいじめ不登校対策委員会を開き、対応を協議する。
- 随時の教育相談に加え、年2回の教育相談強化週間では、事前の生活アンケートをもとに、児童一人ひとりの悩みや不安の解消に努める。
- 不適応行動等問題を持つ児童を対象として、教育相談カルテに指導内容、変容の過程を記録した資料を累積して、その継続観察や指導を行う。
- 保護者、地域、関係諸機関との連携を密にしながら、信頼関係を保ちつつ、スクールカウンセラー等からの専門的な指導のもとに効果的な指導に努める。
- ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて関係機関と連携をとる。また、重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、マニュアルに従い、適切に対応する。